

海老名市教育委員会

(平成25年 7月 臨時会議事日程)

日時 平成25年 7月11日(木)

午後 2時00分

場所 海老名市役所701会議室

日程第 1 議案第 16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について(継続審議)

議案第16号

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について
(継続審議)

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、議決を求め
る。

平成25年7月11日提出

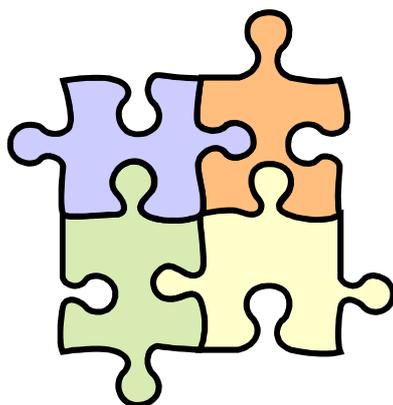
海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の
方向性等を決定したいため

野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性について

～ 協議資料 ～



平成25年7月（臨時）

海老名市教育委員会

I. 教育委員会の職務権限について

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する
こと。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する
こと。

※第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

三 教育財産を取得し、及び処分すること。

四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

Ⅱ. 富士山噴火に係る情報について

1. 国及び自治体の取り組み

(1) 国の取り組み

①富士山火山広域防災対策の確立

平成12年末や平成13年春に富士山で低周波地震が多発したことなどから、国や地元自治体は、平成13年7月に富士山ハザードマップ作成協議会(平成14年6月に富士山火山防災協議会に改称)を設置し、平成16年6月にハザードマップ等を作成した。

その後、富士山火山防災協議会では、防災対策及び火山との共生について検討を行い、平成17年7月に「富士山火山広域防災検討会報告書」を作成した。

さらに、平成18年2月には、これまでの検討結果等を踏まえ、国の中央防災会議において「富士山火山広域防災対策基本方針」が決定された。

また、平成19年12月には、気象庁が火山活動の状況を噴火時の危険範囲や防災対策に応じて5段階に区分した「噴火警戒レベル」を富士山に導入した。

②防災基本計画の見直し

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告(平成23年9月28日公表)を踏まえ、平成23年12月27日に防災基本計画の見直しが行われた。

また、その中で、避難等の火山防災対策に係る共同検討体制として「火山防災協議会」が明確に位置付けられた。

防災基本計画：

災害対策基本法(第34・35条)に基づき、中央防災会議が作成する基本指針を示す防災計画で、防災分野の最上位計画。

防災に関する総合的かつ長期的な計画、中央防災会議が必要とする防災業務計画および地域防災計画作成基準を示し、防災予防、発生時の対応、復旧等が記されている。

計画に基づき、指定行政機関(内閣府をはじめとする中央省庁)および指定公共機関(NTT、日本赤十字等)は「防災業務計画」を作成し、地方公共団体は「地域防災計画」を作成する。

③富士山火山防災対策協議会の設立

上記の動きを受け、富士山火山における3県(山梨県・静岡県・神奈川県)で連携した防災対策(広域避難計画及び訓練計画の策定並びに合同訓練の実施など)を検討するため、平成24年6月8日に「富士山火山防災対策協議会」が設立された。

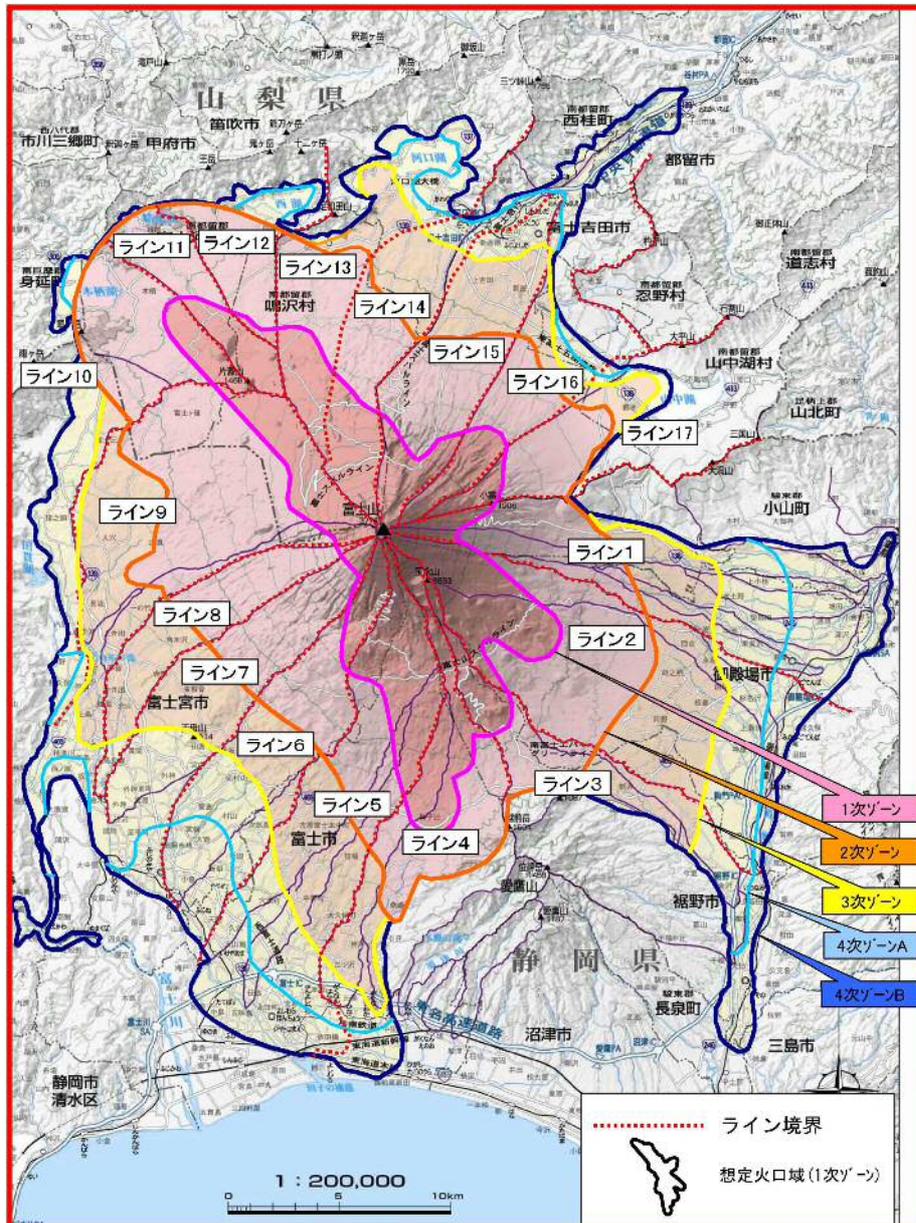
③協議及び事業内容

平成24年度は、溶岩流・火砕流・大きな噴石からの避難を、平成25年度は、融雪型火山流・降灰からの避難を検討するとともに、避難シミュレーションを実施し、「富士山の噴火に備えた広域避難計画」の策定を目指している。

イ) 第1回協議会 平成24年6月8日開催

第1回協議会では、分水嶺とシミュレーションを参考に山頂から山麓へと放射状に17の「ライン」に区分し、「富士山ハザードマップ」で示された「ゾーン」と交わった個所を「ブロック」と呼称することとし、「ゾーン」・「ライン」・「ブロック」を組み合わせて、噴火に伴う溶岩流等の拡大に応じて、避難区域を弾力的に段階的に拡大していく避難計画を作成した。

また、避難対象者数が山梨県・静岡県で約75万人になることも明らかにした。



ロ) 第2回協議会 平成25年5月9日開催

第2回協議会では、平成25年度の事業計画が示されるとともに、融雪型火山泥流についての避難対策や降下物等(火山灰等)による被害や避難計画の検討を行うことが話し合われた。

降灰量(厚さや重さ)による様々な被害

- 【被害想定】
- ◆木造家屋全壊(降雨時)(30cm)
木造家屋の全壊が発生する。木造家屋から堅牢な施設への避難が必要。
 - ◆道路通行不能(降雨時)(5mm/日)
降雨時、車が動けず除灰ができない。道路が通行不能になり避難が遅れる。



6

5mm以上の降灰で道路は通行不能になり、避難が遅れる

降灰の厚さにより、
道路通行不能
(徐行運転)
の影響が生じる。

1mmの厚さを重さに換算すると1000~1700g/m²となる。

【富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による被害想定】

- ◆道路通行不能(降雨時は5mm/日)
降雨時には除灰する車が動けず除灰ができないと考えられ、道路は通行不能になる。
- ◆道路通行不能(5cm/日)
降灰が5cm/日以上で1日除灰が不可能と考えられ、道路は通行不能になる。

【具体的な内容(降灰の厚さ)】

- 通行不能
 - 7.5cm
高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。(セントヘレンズ1980)
 - 2cm
宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。(霧島山2011)
 - 1.3cm
市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が滞り、視界不良、自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)
 - 7~8mm
堆積厚7~8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15~20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道路として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。(桜島1985)
 - 6mm
高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良、自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)
 - 1.3cm
市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。(セントヘレンズ1980)
- 徐行運転(1~2mm)
約1~2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車は2回ほど停止。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をばね1ヶ月のけが。(新島山1974)

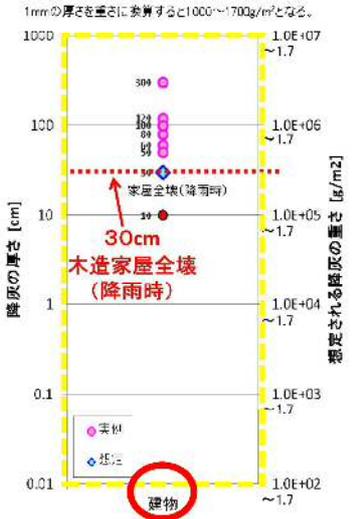
参考
桜島の事例によると、500g/m²(約0.5mm)以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなる。緊急規制により道路の降灰除去を実施。
【富士山ハザードマップ検討委員会2002】

7

30cm以上の降灰により、木造家屋は全壊が想定される

降灰の厚さ(重さ)により、
木造家屋全壊
の影響が生じる。

【富士山ハザードマップ検討委員会(2002、2004)による被害想定】
◆木造家屋全壊(30cm)
木造平屋の家屋に対する垂直荷重の最大耐力は525kg/m²であり、灰の厚さに換算すると30cm(降雨時)。
木造家屋から**堅牢施設への避難が必要**。



【具体的な内容(降灰の厚さ)】

- 家屋全壊(避難が必要)
- 300cm
須走村では75戸のうち36戸が倒壊、残りの37戸が火山レキの故で浸没。(富士山1707)
- 120cm
軽井沢宿で焼失家屋52戸倒壊家屋83戸。(浅間山1783)
- 100cm
家屋の多くが倒壊。(富士山1707、タブル1994)
- 80cm
浮水場の建物 約80cmの降灰で壁に亀裂。(有珠山1977)
- 60cm
函館村で全壊・全焼335戸。(北海道駒ヶ岳1929)
- 50cm
羽倉湖温泉の保養所、50センチの灰に面が加わり屋根が崩壊。1969年開所の比較的新しい建物。(有珠山1978)
- 10cm
宮崎県都城市御池地区の牧場、灌肥を保管する幅約80mの建屋が灰の玉みで全壊。(霧島山2011)



8

爆発的噴火時の風下側では、こぶし大の噴石が遠方まで風に流されて落下してくるため、
風下側で噴火に気付いたら屋内退避が必要(避難所への屋外移動はかえって危険)



噴火確認から風下側に10km離れた所に落下してくるまでにかかる時間の試算



①軽石状の噴石 ②溶岩の破片状の噴石



①軽石状の噴石
・1月27日噴火
・火口から約7kmの御池小学校に落下
・大きさは7~8cm



②溶岩の破片状の噴石
・2月14日噴火
・火口から約16km離れた小林市内に落下
・大きさは1~3cm



「霧島山(新燃岳)噴火時に噴石等から身を守るために」(政府支援チーム)より 9

(2) 自治体の取り組み

①山梨県

山梨県では、地域防災計画(平成24年12月修正)において、一般災害編、地震編と併せて、火山編として、総論、災害予防計画、災害応急対策計画、継続災害・復旧・復興計画がまとめられている。

また、山梨県では、富士山噴火についての国の取り組みを受け、平成24年度は、主に溶岩等の流下からの避難対策について、検討をおこなった。

そして、富士山噴火災害における人的被害の軽減を図るために「富士山火山防災避難計画 避難モデル(第一次)」を平成25年3月に策定している。

②静岡県

静岡県では、平成24年6月に修正した「静岡県地域防災計画」の中に「火山災害対策の巻」として、伊豆東部火山群の火山災害対策計画と併せて富士山の火山防災対策を位置づけ、災害予防計画や災害応急対策計画などを策定している。

また、東日本大震災を踏まえて策定を進めていた第4次地震被害想定(第一次勧告)において、「富士山噴火による対応」を初めて盛り込み、富士山噴火により、降灰や火砕流、土石流などが発生し、降灰などにより救助活動が困難になったり、避難所や物資が不足する可能性を指摘している。

③神奈川県

神奈川県では、富士山火山防災対策協議会などの動きを受け、庁内関係部局及び関係市町による富士山問題連絡協議会及び事務者レベルのワーキンググループ(作業部会)を設置し、富士山噴火における被害を最小限に抑え、迅速な復旧を図るための対策を検討し、国の「富士山火山広域防災対策基本方針」を受け、平成18年9月に「神奈川県富士山火山防災対策検討報告書」を作成し、平成19年3月に富士山防災対策に関する検討成果を地域防災計画に位置付けた。

また、神奈川県災害防災課応急対策グループによると、富士山の火山噴火については、最新の地域防災計画(平成24年12月)では、風水害等災害対策計画の中で、箱根山と併せて危機として位置付けているとのことであった。

また、神奈川県の場合、噴火前避難対策に係るゾーン区分に該当する市町村がないことから、噴火前避難対策の必要性はないが、富士山の避難対策に係る重要な内容であることから、あえて位置付けている。

Ⅲ. 「富士ふれあいの森」代替え施設について

別紙、『「富士ふれあいの森」代替え施設の状況』及び「調査シート」参照

IV. 富士ふれあいの森廃止に向けた協議事項について

○協議事項：

富士ふれあいの森が廃止されても、海老名の子供たちが安心して野外教育体験ができるために、議案第16号の承認にあたり、次の3項目の要望をするものとする。

1. 人的サポート

約20年間の野外教育施設「富士ふれあいの森」の利用により、教職員に野外教育活動のノウハウが不足してきていること。また、これまでどおり平日に野外活動を行った場合、同行スタッフが十分に確保できないことが予想されることから、当分の間（2～3年程度）、各小中学校の野外教育活動実施の際には、野外教育活動のノウハウを持つスタッフが同行し、学校をサポートすること。

2. 金銭的サポート

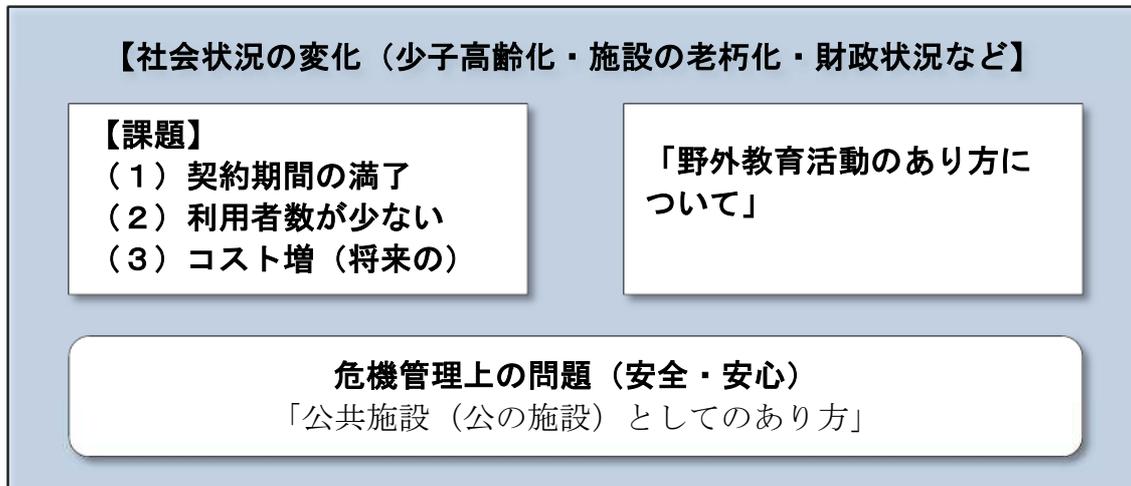
野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止に伴い、県立施設や他市施設の利用だけでなく、民間施設の利用も想定されることから、保護者の負担増も考えられる。

については、民間施設利用の場合でも公共利用の場合でも保護者負担に差が出ないように、補助金などを創設し、保護者の負担軽減を図ること。

3. 代替え施設サポート

教職員のノウハウ不足を補うべく、県立施設、他市施設、民間施設などの野外教育活動施設リストをはじめ、予約方法、活動プログラム、施設等の情報を学校に提供すること。

V. 富士ふれあいの森の方向性（結論）



「富士ふれあいの森」代替え施設の状況(調査シート)

施設名	利用案内(条件)	宿泊定員	予約方法	施設の現状	宿泊費用	その他	連絡先
神奈川県							
神奈川県の野外施設							
神奈川県立 愛川ふれあいの村	学校利用可	450人	学校利用優先で調整。 9月中～下旬に全学校に対し、愛川・足柄・三浦の施設利用希望調査書を配布。10月中旬頃締切、重複校について日程調整。 12月1日で日程を確定させる。	日程調整にこれまでの利用回数等は関係ない。年度毎同条件で各学校調整を行う。新規だからと言って、後回しはない。1日に3校まで受入可(定員内であれば)炊事場・キャンプファイヤー3ヶ所あり。 比較的、木金は混雑、日月は確保しやすいとのこと。	施設使用料は免除。 寝具:35円 リネン:1枚190円 食事代(食堂利用) その他野外炊事消耗品など	1棟50人収容の大規模宿泊施設が9棟	046-281-1611
県立足柄ふれあいの村	学校利用可	400人	同上 重複校は施設側で連絡しながら調整している。どうしても譲らない場合は抽選を行っているが、昨年はそこまでしなくとも全学校調整できた。時期を外すと日程確保し易い。	同上 炊事場4ヶ所、キャンプファイヤー3ヶ所あり。学校規模にもよるが、1日に3校程度受け入れ可能。土曜は一般利用のため予約不可	施設使用料は免除。 寝具:70円 リネン:一式260円 食事代(食堂利用) その他野外炊事消耗品など	1棟10人程度のバンガロー30棟 1棟50人収容が2棟	0465-72-2010
県立三浦ふれあいの村	学校利用可	433人	同上 前年度12月に決定、複数の場合調整	同上 食堂、野外炊事場などあり	施設使用料は免除。 寝具:80円 リネン:一式330円 食事代(食堂利用) その他野外炊事消耗品など	やまびこ棟333人、しおさい棟100人収容	046-888-2100
県内市町村の野外施設							
南足柄市 足柄森林公園丸太の森	学校利用可	300人	3月1日から電話で受付 7/15～8/31まで無休で運営 6/1～7/15、9/1～10/31は土曜・祝日前一泊(平日の運営はなし)	平日利用出来るのは、7/15～8/31の夏休み期間である。 ※この期間に市外学校利用1校あり	バンガロー8人用8,000円 15人用12,000円、入園料 毛布・食材・燃料代等		0465-74-4510
川崎市青少年の家 (川崎市宮前区宮崎)	指導者に引率された青少年団体 学校の生徒・児童および引率者 青少年団体の指導者 その他一般団体(上記団体の利用に支障のない限り)	180人	6か月前、平日であれば事前予約あり		小学校1泊450円、校600円+ 食事代・野外炊事場使用・ バーベキュー	スタッフなし	046-281-1611
厚木市七沢自然ふれあいセンター	学校利用可	368人	学校利用優先で調整する。 厚木市の利用調整後、12月頃市外利用学校へ通知、複数希望日を記入してもらい施設側で調整。 希望されるのであれば、連絡を下さい。 (通知を送付します) 8/1～8/20は一般利用予約不可	最近になり市外からの学校利用が増えてきている。トップシーズンは市内学校で利用が入るため、寒い時期の利用になってしまう可能性もある。また、土日を絡めての利用になる場合もある。	野外教育活動であれば、市外でも50%減免。 宿泊室、炊事場、その他活用施設ごとに料金設定あり。	炊事のみスタッフ指導	046-248-3500
丹沢湖ロッヂ	手造りの囲炉裏席で、雨の心配なくデイキャンプができる。家族・学校・学童保育・子ども会・サークルなど団体のデイキャンプや泊キャンプができる。開放された空間で会社の研修やレクリエーションもできる。	250人	いつでも電話かFAXで受付		定員で大人1,575中1,365小人1,155他に食材等		
秦野市 表丹沢野外活動センター	学校利用可 (市外利用のため優先度低)	130人	(原則) 秦野市内団体が4ヶ月前から 秦野市内の一般が3ヶ月前から 市外申込は2ヶ月前から (学校利用) 11月に市内団体からの申込受付 12月日程調整 1月に市外の学校利用申込受付 (伊勢原・平塚・二宮・松田など近隣市町村へ案内するH26～) ※必要があればパンフレット・申込案内を送付します。(ご利用下さい)	2泊3日までOK、9月10月の平日は少し空きあり。貸切は難しい。 今年度の申込状況で言えば、5月22・23・24、6月3・4・11・12・17・18・19など空いてる。 学校の希望もあると思うが、入れないことはないと思う。	テントキャンプ200円 研修等1,200円 活動室・調理室等有料 その他シーツ代等	バンガローなし 研修棟又はテント	0463-75-0725 こども育成課

施設名	利用案内(条件)	宿泊定員	予約方法	施設の現状	宿泊費用	その他	連絡先
棚沢山荘キャンプ場 (足柄上郡山北町)		240人 (100人)	4月～11月 随時、電話かFAXで受付		大人1,300円 小人1,000円		
芦ノ湖キャンプ村	富士箱根伊豆公園内に位置するため、焚火・直火・打上花火等は、許可申請の関係から一切禁止。	200人	県内在住は1年前の月の1日から、県外は6ヶ月前の1日から		宿泊のみ3,500円+食事代		
国の野外施設							
国立花山青少年自然の家「南蔵王野営場」 (宮城県白石市福岡深谷)	野外教育活動での使用	定員800人 常設テント37張(8人利用)	1年前から電話、FAXで予約可。 7、8月の予約は厳しいが、それ以外は予約が取りやすい。 予約にあたっては、白石市のバックアップあり。	敷地面積約60万㎡ 常設テント37張、炊事場、水洗便所、営火場、キャンプセンター(兼荒天用施設)、シャワー棟 学校利用の場合、施設使用料が無料。	常設テント代(1,500円)、寝具代(300円)、炊事用品レンタル代(3,500円)、薪代(450円)	スタッフが常駐している。	0224-24-8126
国立赤城青少年交流の家 (群馬県前橋市富士見町)	野外教育活動での使用	本館400人 キャンプ場40人用 2カ所	先行予約でのお知らせが5月に来る・・・①利用あり ②新規は①の後予約が出来る		シーツ代200円と食事代(メニューによって異なる)	スタッフが常駐している。	027-289-7224
民間の野外施設							
(民間) みの石滝(相模湖)キャンプ場	学校利用可	(350人)	随時予約受付(電話) 学校利用であれば100人以上で貸切とする。(150人程度まで受入OK) 平日の利用であれば、予約可能	直接車では渡れない、船で渡ってもらう 食堂等ないため、全て自分たちで用意、若しくは弁当対応。(食材を施設側で用意することは可) 100名以上であれば割引もしてる 目安は1人あたりバンガロー2,000円+渡舟600円 その他炊事・寝具代等	当施設は、カヌーがメイン。 船が40隻のため、時間帯を分けての利用。 指導員は1名、引率先生には乗り降りをお手伝いいただく。 1人あたり通常2,500円のところ1,000円で学校には対応	病人は、船で陸まで渡し、救急車等対応 民間施設のため予約は取り易い。	042-685-0330
(民間) このまさわキャンプ場(道志川)	学校利用可	最大8クラス (320名)	随時予約受付(電話) 1日1校のみ(複数学校入れない) 8クラスは雨天時の炊事場の関係	施設予約は取り易い。 学校利用であれば入場料無料 レンタルなしで、飯ごうなど持込もOK メニューにより山岳ガイド・クラフト指導者など、地元NPOと連携しているため準備もできる。 ちなみに、次年度予約は現在のところ1校となっているため、十分確保可。	バンガロー6畳タイプ 6,500円～10,000円(4～6名) 炊事用品・寝具など有料レンタルあり	民間施設のため予約は取り易い。 費用面での負担を考慮する必要あり。	042-787-2051
(民間) 西丹沢大滝キャンプ場 (足柄上郡山北町)	学校利用可	250人	新規の利用は9月1日から次年度予約受付 (これまでの利用者優先して) ただ、平日であれば予約可 貸切することもできる ※大和・津久井などの学校利用あり。 まとめて日数確保し、学校で振分利用。 海老名市ウェルカムです。	ハイキング、山登り、川遊びが中心となるが、プログラムは要相談。自分たちがやりたいことをやらせたい。 一般的には、初日は山登り、2日目は川でマスのつかみ取りと川での昼食。(おにぎり・マス)川の石を積上げバーベキューOK。	学校利用の場合、子ども1,200円(毛布付)、先生1,500円(毛布付)でバンガロー料金として いる。 食事代、その他レンタル物品あれば料金追加 マスは一匹250円	民間施設のため予約は取り易い。 費用面での負担を考慮する必要あり。	0465-78-3146